

地方交付税の必要額の確保

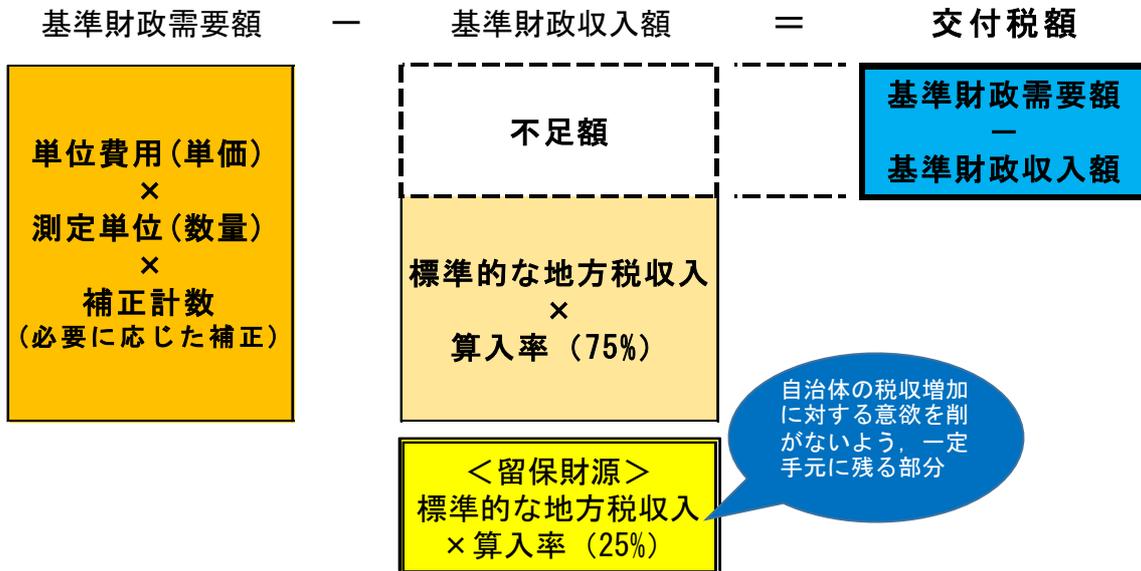
- (1) 地方交付税の現状と課題
- (2) 必要額の確保に向けた今後の方向性

(1) 地方交付税の現状と課題

① 地方交付税とは

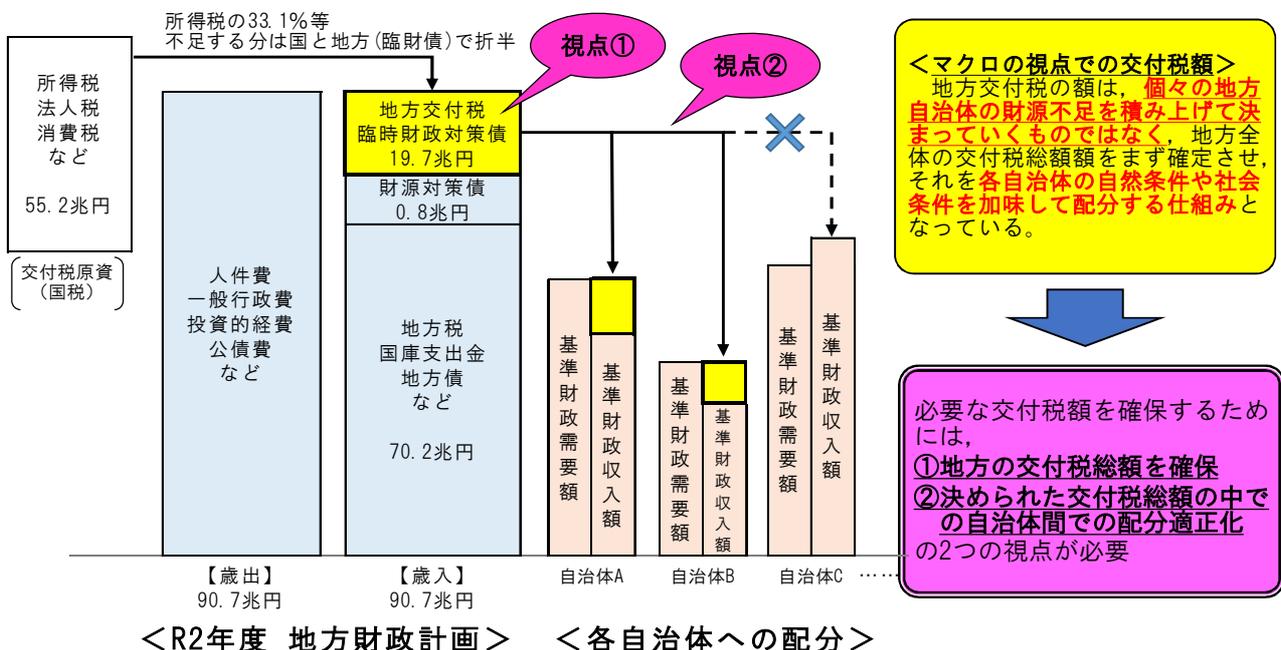
○ 地方交付税は、すべての地方自治体が標準的な水準のサービスを提供できるように、通常の市税収入などでは必要な財源を確保できない場合、不足する部分を国が交付するもの

【交付税算定の仕組み】



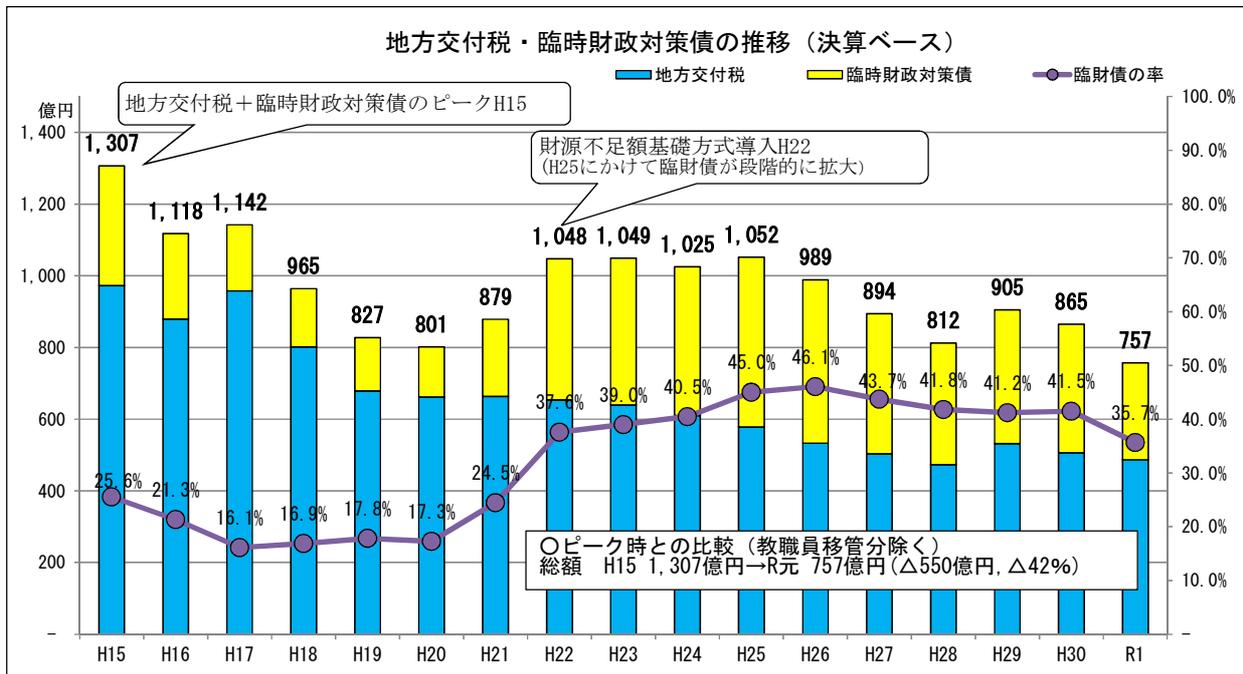
② 地方交付税と地方財政計画との関係

- ◆ 地方交付税法第7条に基づき、国は毎年度、「地方自治体全体の歳入と歳出の総額の見積り額を記載した書類(地方財政計画)を作成し、国会に提出しなければならない」とされている。
- ◆ 地方財政計画によって次年度の自治体の財源不足額の総額=地方交付税予算額が決められ、この範囲内で各自治体の状況を踏まえて配分する仕組みとなっている。



③ 地方交付税の推移

- 平成16年度以降、国の三位一体の改革により、地方交付税は大きく減少
- 平成20年秋のリーマンショック後、市税収入の減少に伴い、地方交付税の額が増加したが、近年は市税収入が増加傾向にあったこともあり、地方交付税は減少している。



④ 地方交付税算定における基準財政需要額の推移

- 基準財政需要額は、全体としてはこの15年間で大きく減少。この10年間では横ばいで推移。
- 内訳を見ると、高齢化の進展に伴い、社会福祉関係の経費は需要額が大きく増加している一方、地域振興費・包括算定経費など国の義務付けの弱い経費や、公債費が大きく減少している。
- また、この間、京都市の手元に残る留保財源は微増にとどまっており、全体としては、社会福祉関係の経費の増加を他の費目で吸収（削減）するような算定となっている。

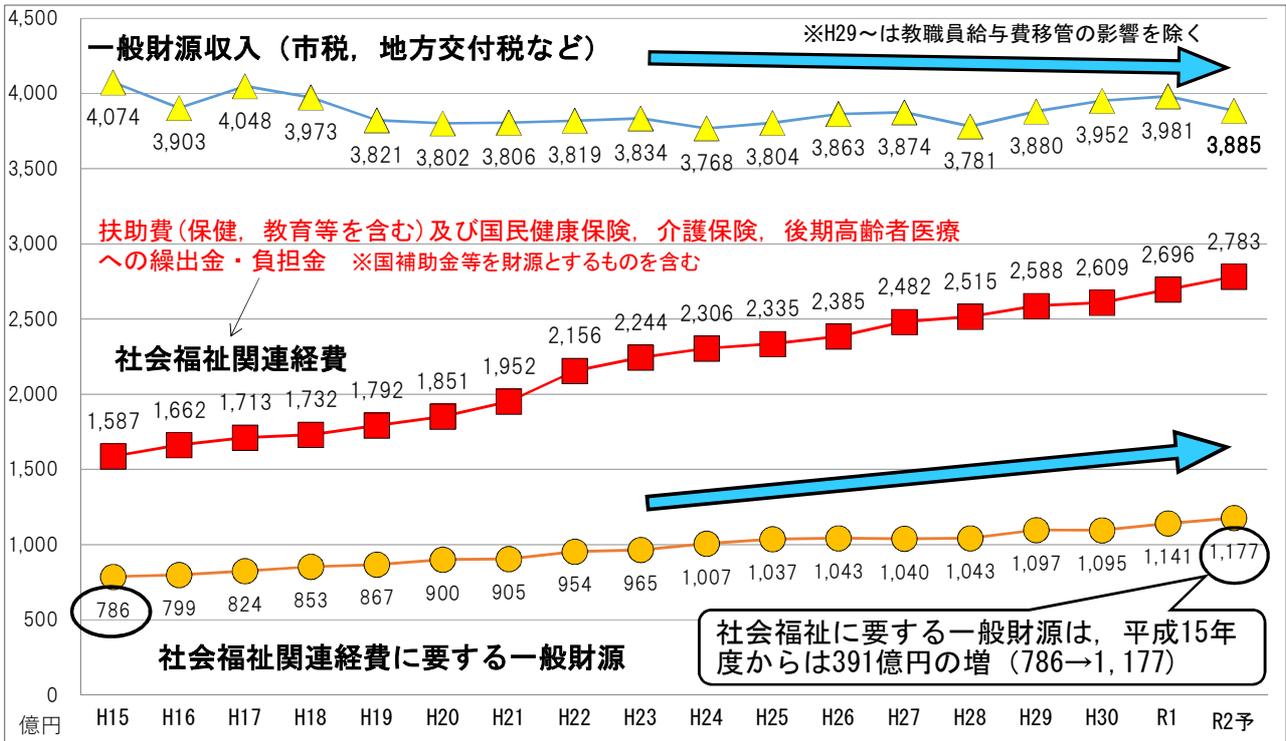
(単位：億円)

項目	H15	H20	H25	R1	H15→R1	
基準財政需要額	3,138	2,887	2,910	2,911	△227	△7.2%
社会福祉関係の経費 (生活保護費, 社会福祉費, 高齢者保健福祉費等)	781	906	1,144	1,258	+477	+61.1%
公債費 (事業費補正を含む)	638	627	551	538	△100	△15.7%
うち臨時財政対策債の償還	3	70	114	220	+217	+7233.3%
うちその他	635	557	437	318	△317	△49.9%
地域振興費及び包括算定経費		454	444	355		
地域振興費 (H19新設)		220	221	179		
[H20→R1 △41]						
包括算定経費 (H19新設)		234	223	176		
[H20→R1 △58]						
その他の経費	1,719	900	771	760	△959	△55.8%
(参考) 留保財源	604	654	581	652	+48	7.9%

※府教職員給与費の市費移管の影響を除く

<参考> 一般財源収入及び社会福祉関連経費の推移

本市では、社会福祉関連経費する一方で、地方交付税をはじめとする一般財源収入はほぼ横ばいで推移しており、厳しい財政が増加運営を強いられている。



⑤この間の基準財政需要額の算定の見直しなどの状況

【公共投資事業にかかる事業費補正※の見直し】

平成14年度以降、市債償還に関する交付税措置(事業費補正)を段階的に見直し
 平成14年度 一般公共事業(補助事業)の交付税算入率を60～70%→30%に大幅減
 地方単独事業の事業費補正の対象事業を限定
 平成22年度 地方道路事業、公営住宅整備事業等の新規事業への事業費補正を廃止 など
 ※公共投資事業の実施に当たって借り入れる市債の元利償還金に対して交付税措置を行うもの

【包括算定経費・地域振興費の新設(投資的経費の統合)】

平成19年度に包括算定経費※や、地域振興費が新設され、この際、大半の投資的経費の財政需要が包括算定経費に移し替えられた。こうした国の義務付けの度合いが弱い経費がこの間、大きく減少している。

※算定方法の抜本的な簡素化を目的に、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費が新設

<新設された費目の基準財政需要額の推移>

地域振興費 H20: 220億円→R1: 179億円 (△41億円, △19%)

包括算定経費 H20: 234億円→R1: 176億円 (△58億円, △25%)

【地方単独事業の算定における小規模市町村に有利な算定】

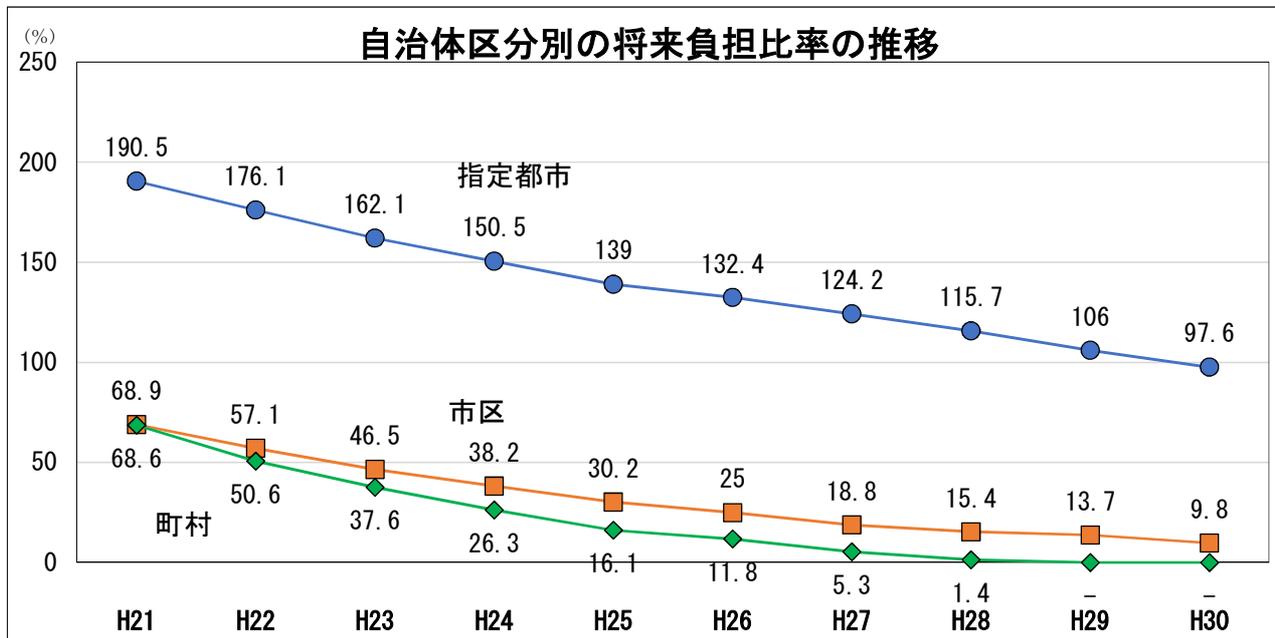
この間、国の交付税算定において、財源の充実が図られた際に、その配分は比較的、小規模市町村に厚く配分されている。

項目	全国総額	概要
人口減少等特別対策事業費	H27～R 2 36,000億円	人口減少率が高いほど需要額が増加
地域経済・雇用対策費	H24～H29 57,000億円	人口密度が低い、高齢者人口の割合が高い場合に需要額が増加
地域社会再生事業費	R 2～ 4,200億円	人口密度が低い、高齢者人口の割合が高い場合に需要額が増加

こうした地方交付税算定の見直しの中で、交付税をはじめとする一般財源収入が十分確保できない中、特に公共投資事業の実施にあたって、交付税措置のない市債を活用せざるを得ない状況となったことも、市債残高及び将来負担比率が高止まりする要因の一つではないか。

<参考> 自治体区別の将来負担比率の推移

- 指定都市、市区、町村別に将来負担比率（交付税措置のない市債残高の規模を示す指標）を見ると、明らかに差が生じている。
- これは、この間の交付税算定が、全体として小規模市町村に有利な算定となっていた、あるいは特に公共投資事業の財政需要が大きい大都市に不利な算定となっていたのではないか。



⑥ その他交付税算定の課題

【観光客の増加による財政需要】

- 「清掃費」については、観光地のごみ処理に係る割り増しはあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が適切に反映されない仕組み
- 本市としては、観光庁実施の全国観光入込客統計による「観光客数」を指標として採用すべきであると考えているが、市町村単位の公表数値が存在しないことを理由に交付税算定には用いられていない。

《現行の観光地のごみ処理の基準財政需要額》

$$\left[\frac{\text{1日当たりの入湯税納税義務者数}}{\text{当該団体人口}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right]$$

温泉地以外の観光地の財政需要が反映されていない

→ R元年度の需要額算入は **7百万円**

→ 仮に「入湯税納税義務者数」を「観光客数」に置換した場合の需要額（試算）は **794百万円**

観光立国の実現を国の成長戦略の重要な柱として掲げる中、必要な地方交付税の算定にあたっては、活用可能な全国的かつ客観的な指標を早急に整備し、観光振興や観光客の増加に伴う課題解決のための財政需要を的確に反映するべきではないか。

(2) 地方交付税の必要額の確保に向けて(今後の取組の視点)

- ① 国の三位一体の改革やこの間の地方一般財源総額実質同水準ルールの中で、地方交付税（基準財政需要額）は実質的に減少傾向が続いてきた。
- ② 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む一方で、社会福祉関連経費は一貫して増加しており、財政運営はますます厳しさを増している。
- ③ 地方交付税の必要額の確保は、本市にとっては極めて重要であり、これまでも本市単独あるいは指定都市で連携し、国へ要望してきたが、引き続き、以下の視点を踏まえ、国に強力に求めていく必要がある。
- ④ また、国に対しては、本市だけでなく、他の指定都市も含めて厳しい状況に置かれている現状を充分説明し、実現可能な算定方法の見直しをしっかりと提案していく必要がある。

<国への要望・提案にあたっての視点>

- (1)算定過程を明らかにしたうえで、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を確保すること。必要額の確保にあたっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
- (2)特にこの間の小規模自治体にとって有利とみられる算定方法を、小規模市町村への影響も見つつ、段階的に見直しを図ること
- (3)観光地特有の財政需要（現在、入湯税納税義務者数で算定）など、財政需要が的確に反映されていない経費の算定方法の改善を図ること